

徳島県告示第五百四十一号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和七年四月一日次の事務をニッテレ債権回収株式会社に委託した。

令和七年十月二十四日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 徳島県中小企業設備近代化資金貸付規則を廃止する規則（平成十二年徳島県規則第六号。以下「平成十二年規則」という。）附則第二項に規定する貸付金に係る償還金の収納の事務

二 平成十二年規則による廃止前の徳島県中小企業設備近代化資金貸付規則（昭和五十九年徳島県規則第二十八号）附則第二項に規定する貸付金に係る償還金の収納の事務